



「令和6年トリプル改定の影響と今後の動向」  
～医療・介護・障害福祉サービスの提供体制の工夫～  
(障がい) こぐまクラブのケース



## 今回の報酬改定で私が注目した内容

- 1.障がいのある方の増加に伴う、重度化への対応
- 2.障がいの中軽度者の自立支援や就労支援

## 目次

1.障がい福祉サービスについて

2.障がい福祉サービスの報酬改定

2-1障がいの重度化、高齢化、中軽度者への自立支援と  
報酬改定の比較

2-2医療、介護、地域、企業との連携

3.報酬改定による影響による、就労継続支援A型事業所の  
相次ぐ撤退

4.感想と今後の課題



# 障がい福祉サービスについて

# 障がい福祉サービス 対象者

原則として、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人又は難病患者等。

なお、介護保険対象者は、介護保険サービスが優先されます。

(引用：明石市HP)



児童福祉法や障害者総合支援法により、障がいのある児童から成人の方に必要なサービスを提供しています。

# 介護給付

# 訓練等給付

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	198,067	21,757
	重度訪問介護 <span>者</span>	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,192	7,499
	同行援護 <span>者</span> <span>児</span>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	25,332	5,678
	行動援護 <span>者</span> <span>児</span>	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	13,184	2,026
	重度障害者等包括支援 <span>者</span> <span>児</span>	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	10
	短期入所 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	45,113	5,281
	療養介護 <span>者</span>	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	21,010	258
日中活動系 施設系	生活介護 <span>者</span>	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	298,119	12,363
	施設入所支援 <span>者</span>	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,432	2,560
居住支援系	自立生活援助 <span>者</span>	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,270	295
	共同生活援助 <span>者</span>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	168,318	12,400
訓練系・就労系 訓練等給付	自立訓練（機能訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,238	189
	自立訓練（生活訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,150	1,315
	就労移行支援 <span>者</span>	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	35,415	2,977
	就労継続支援（A型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	83,302	4,377
	就労継続支援（B型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	323,786	16,068
	就労定着支援 <span>者</span>	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,191	1,530

障がいのある方が日常生活を送る上で必要な介護サービスを提供する制度

障がいのある方が自立した生活を送るために必要な訓練や支援を受けられる制度

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 5 年 1 月サービス提供分（国保連データ）

障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等(※)を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018(平成30)年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。 (※)保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等

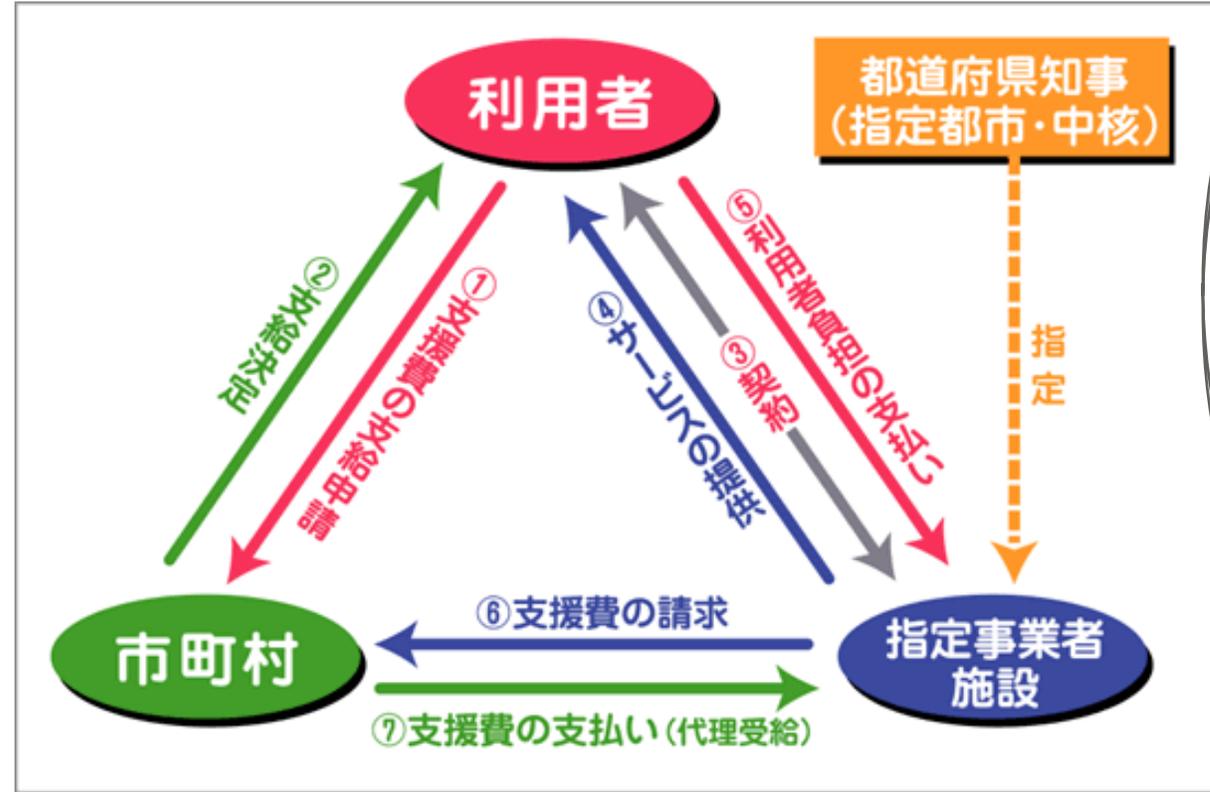
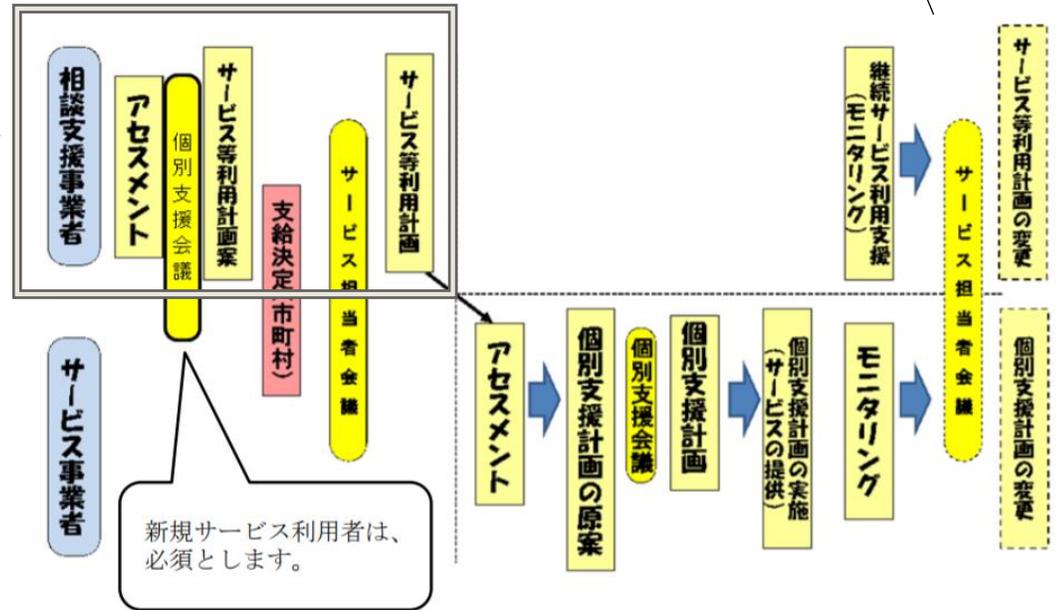
障がいのあるお子さまが通所施設を利用する際の費用を支援する制度

事業名	内 容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</li> <li>● 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li> </ul>
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</li> <li>● 地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</li> </ul>
障害児相談支援(児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</li> <li>● 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li> </ul>

障がいのある方が適切なサービスを利用できるように支援する制度



# 相談支援事業所



**① 障害支援区分の定義 (法第4条第4項)**

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

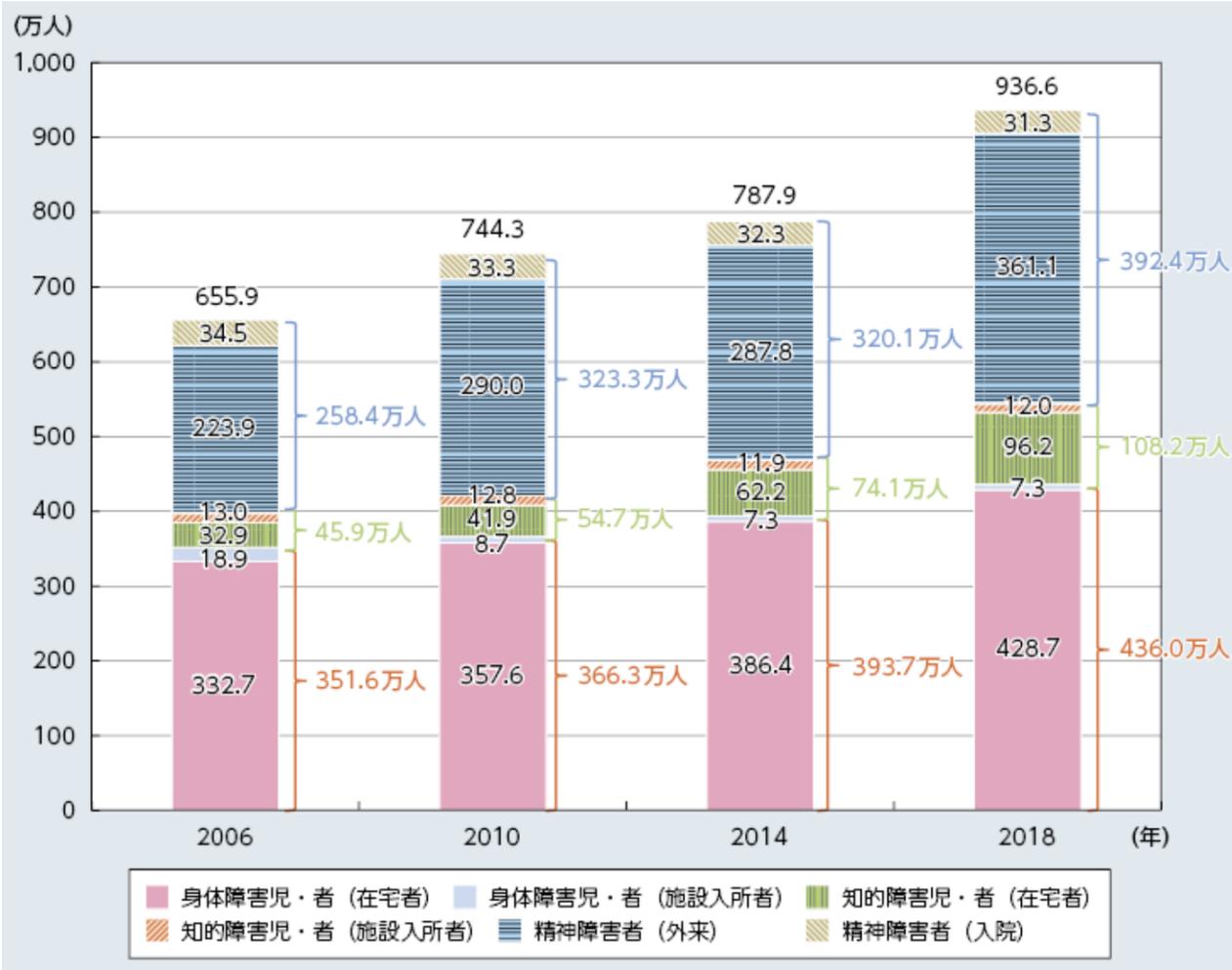
(低い) ← 必要とされる支援の度合い → (高い)

非該当   区分1   区分2   区分3   区分4   区分5   区分6



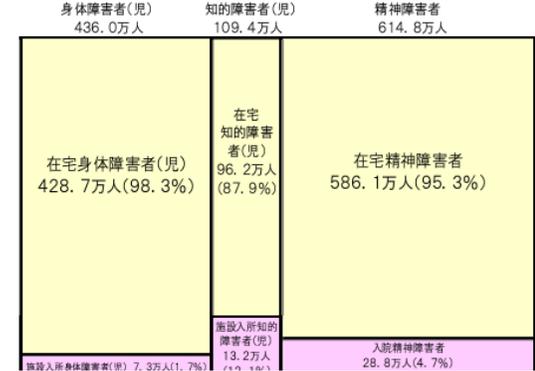
障害福祉サービス受給者証		介護給付費の支給決定内容	
受給者番号		障害支援区分	
居住地		決定有効期間	
フリガナ		サービス種別	
氏名		支給量等	
生年月日	性別	決定有効期間	から まで
フリガナ		サービス種別	
氏名		支給量等	
生年月日	性別	決定有効期間	から まで
障害種別		サービス種別	
交付年月日		支給量等	
特記事項		決定有効期間	から まで
支給市区町村名	および印		

○ 障害者の総数は1160.2万人であり、人口の約9.2%に相当。  
 ○ そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人。  
 ○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。



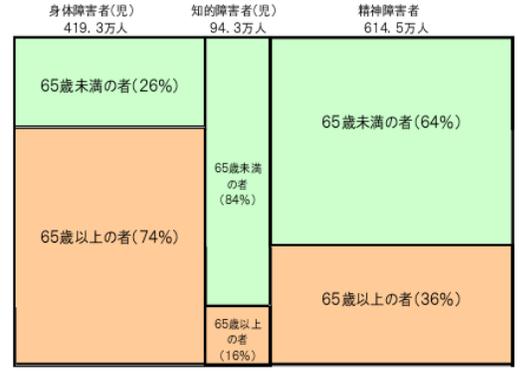
### (在宅・施設別)

障害者総数 1160.2万人(人口の約9.2%)  
 うち在宅 1111.0万人(95.8%)  
 うち施設入所 49.3万人(4.2%)



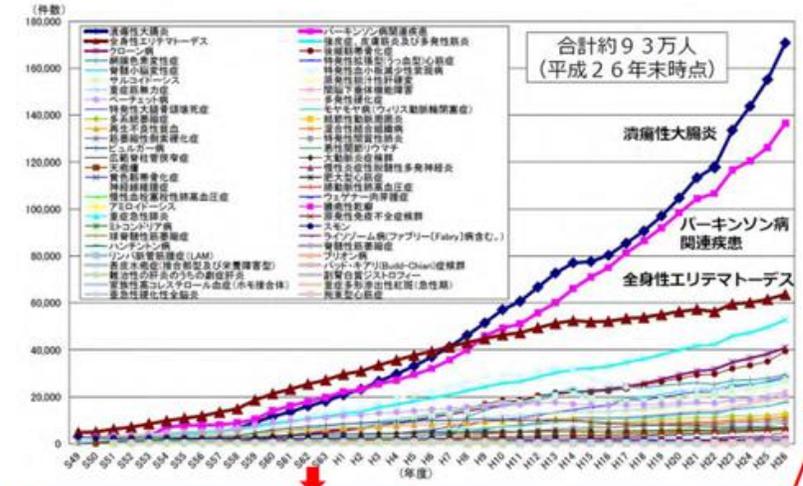
### (年齢別)

65歳未満 51%  
 65歳以上 49%



[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33205.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33205.html)

### 旧特定疾患治療研究・指定難病事業における受給者数



指定難病の患者数は少なくとも約100万人！

この減少は軽症例除外の影響？

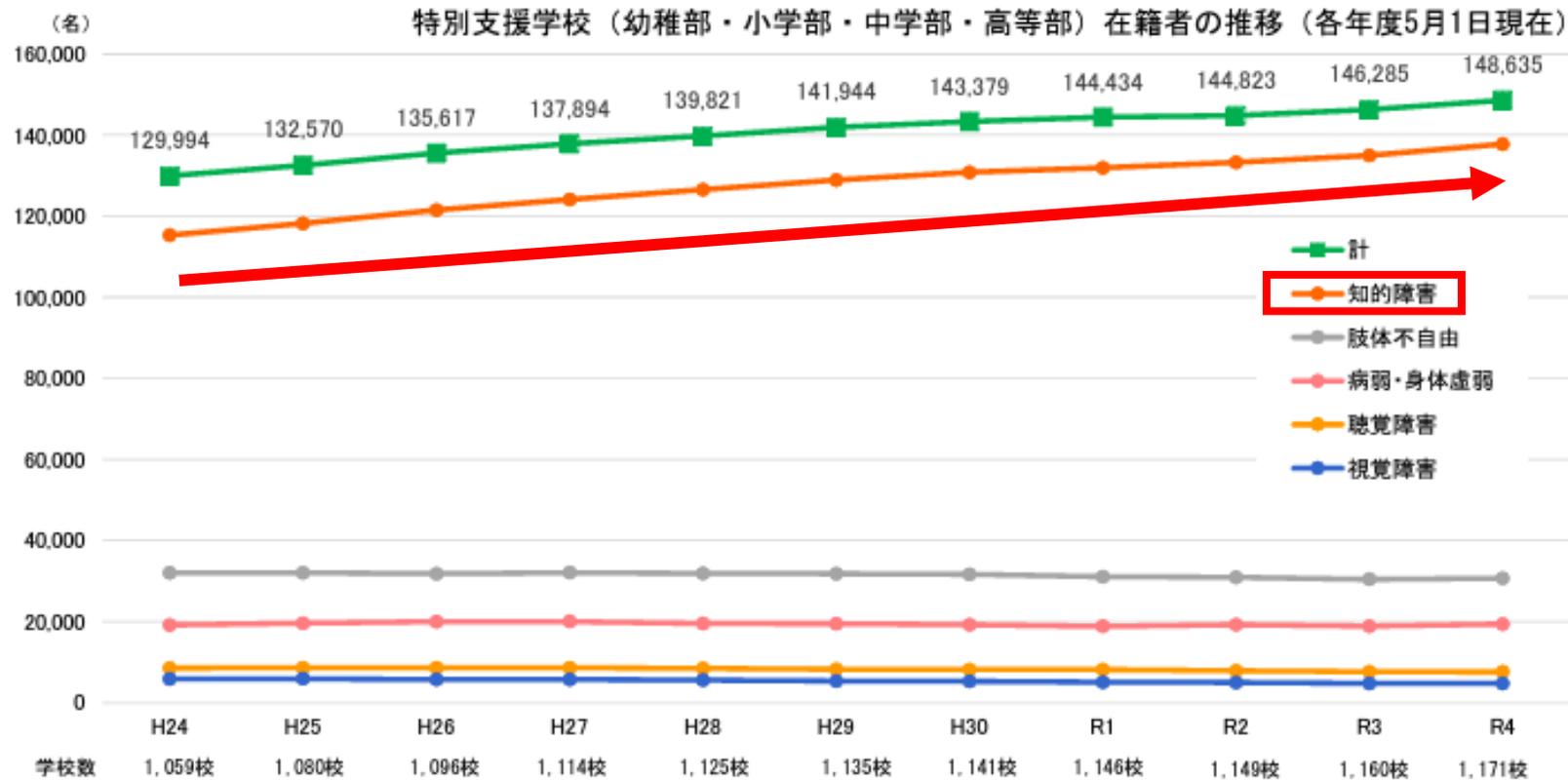
第1回厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・第37回社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会[合同開催]、資料1-1

年	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
総数	855,061	925,646	943,460	986,071	892,445	912,714	?

H26年まで (56疾患)

障がい者数は、複数の障がいがある人が重複していたり、精神障がい者数は、外来患者の数で計算されているため、粗い推計である。

# 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



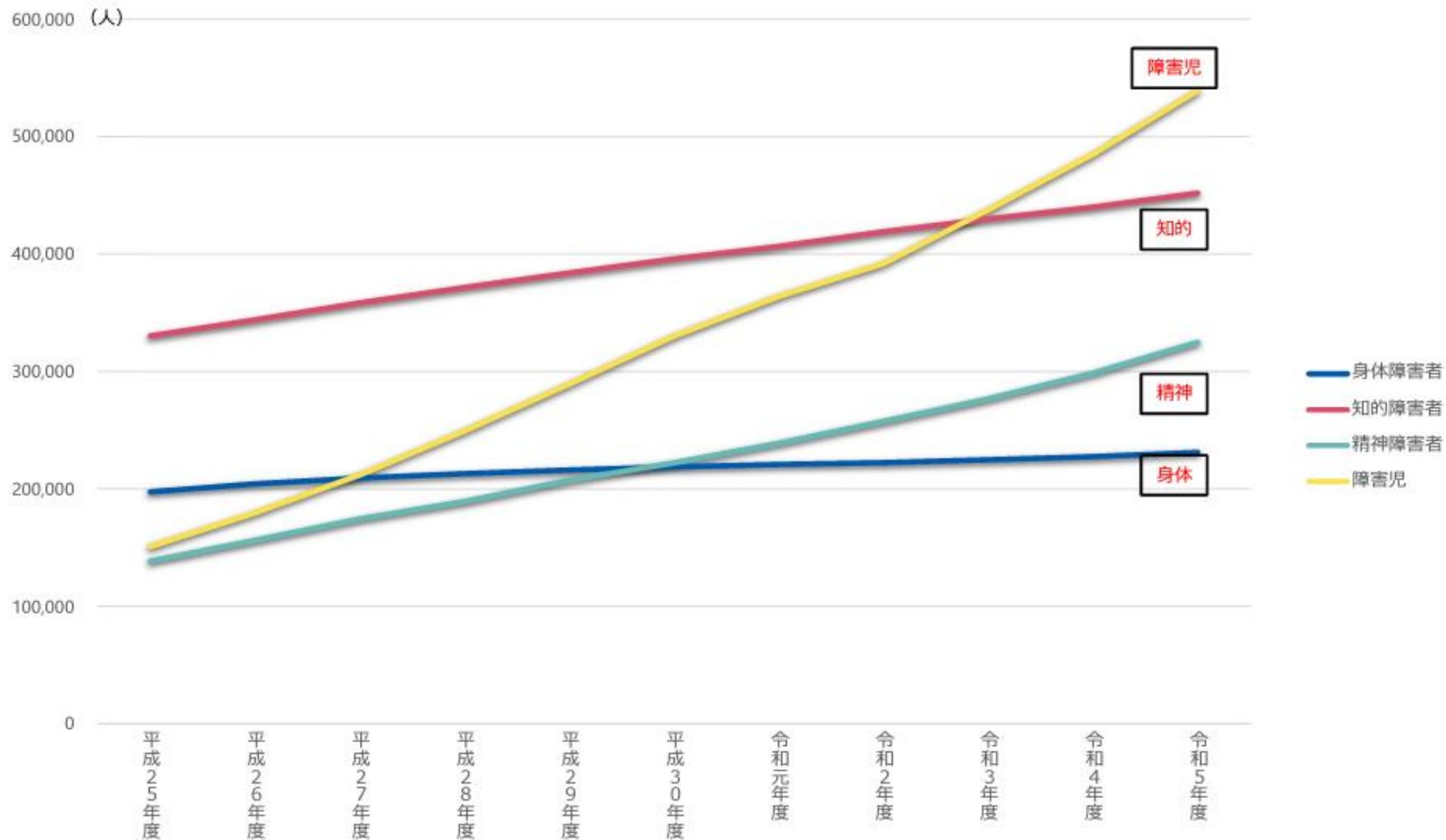
## 【令和4年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

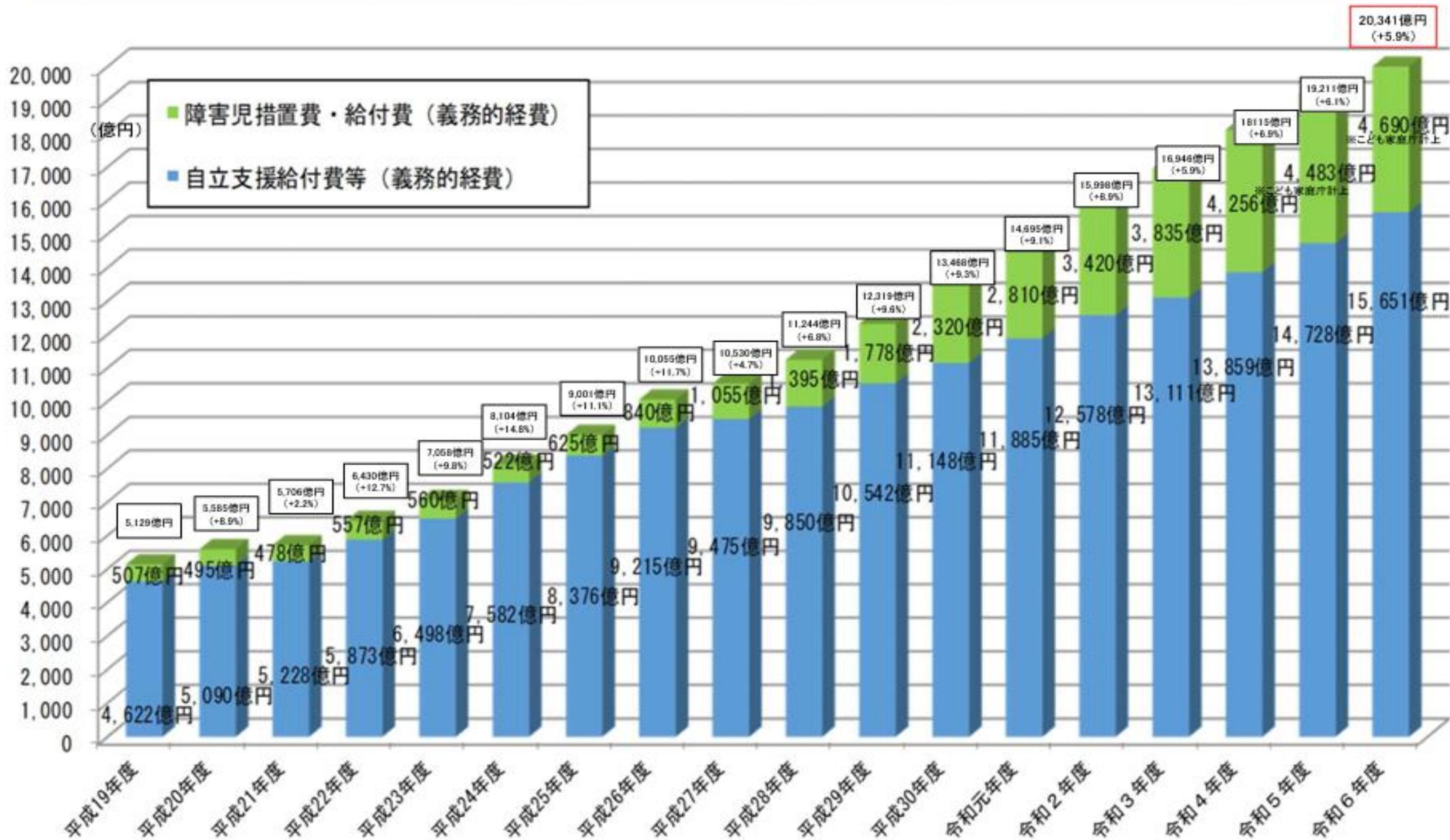
(出典)学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

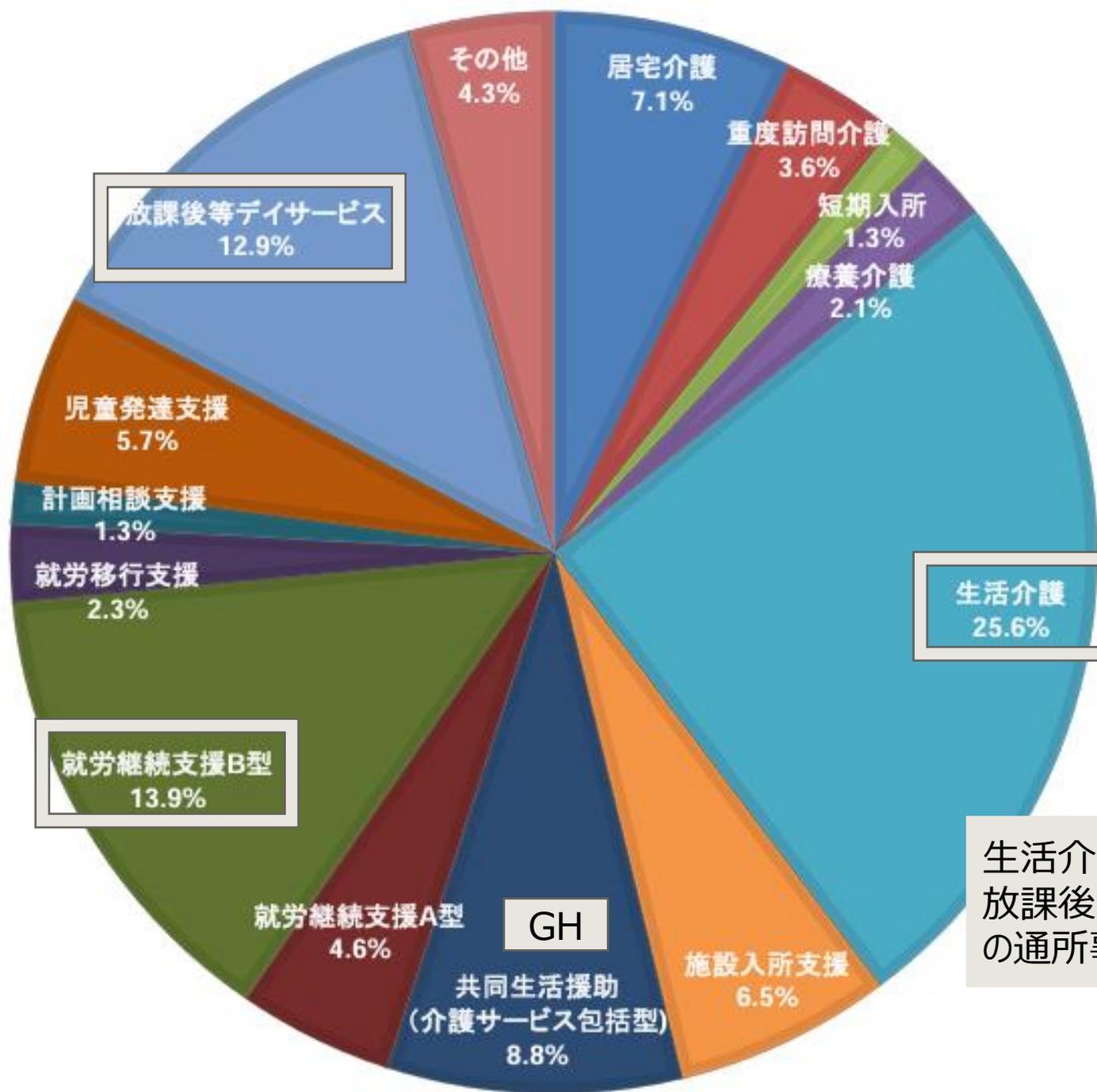
# 障害福祉サービス等の利用者数の推移



# 障害福祉サービス等予算の推移

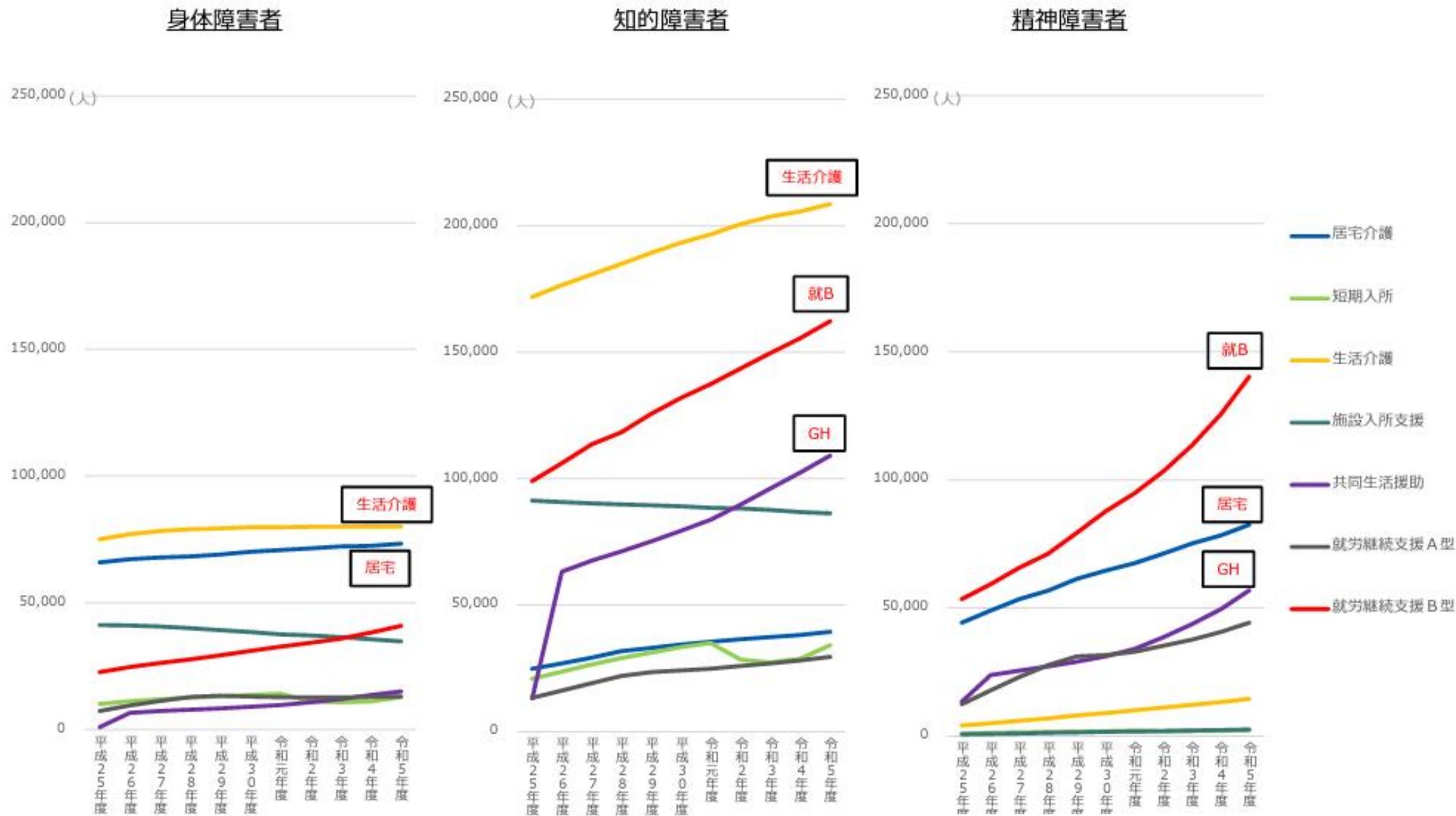


令和3年度



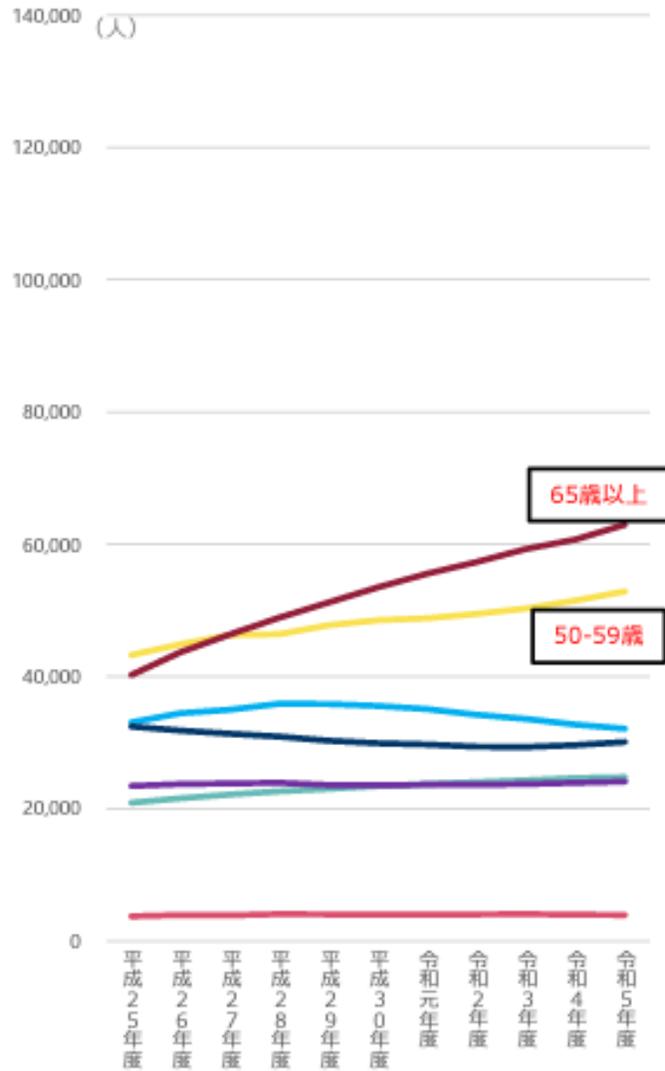
生活介護・就労継続支援B型・放課後等デイサービスの3タイプの通所事業所で費用の半分

# 身体・知的・精神障害者のサービス種類ごとの利用者数の推移

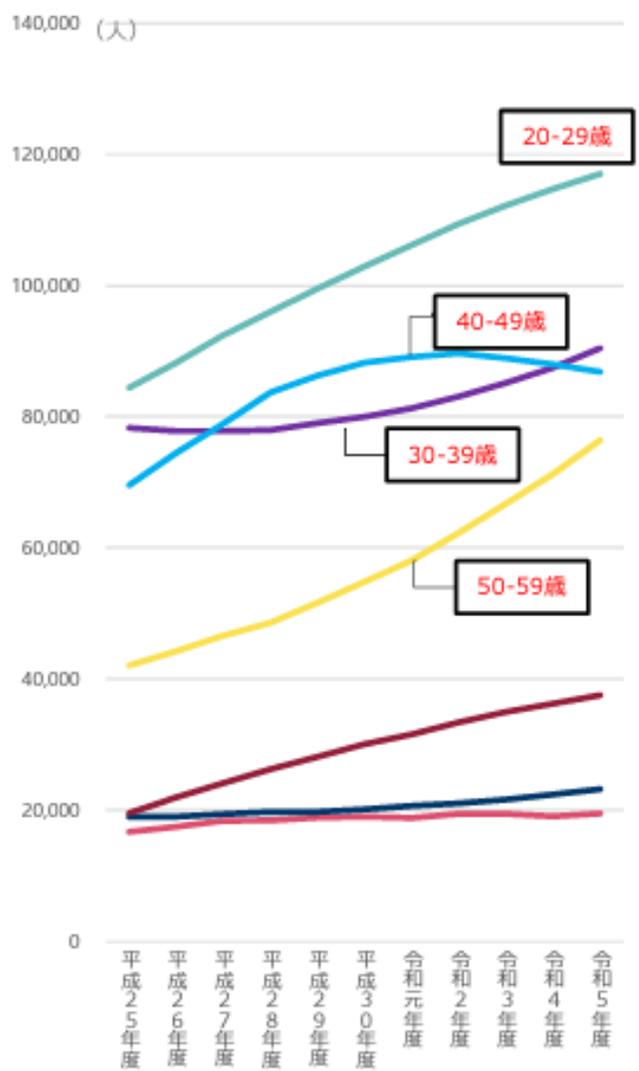


# 身体・知的・精神障害者の年齢別の利用者数の推移

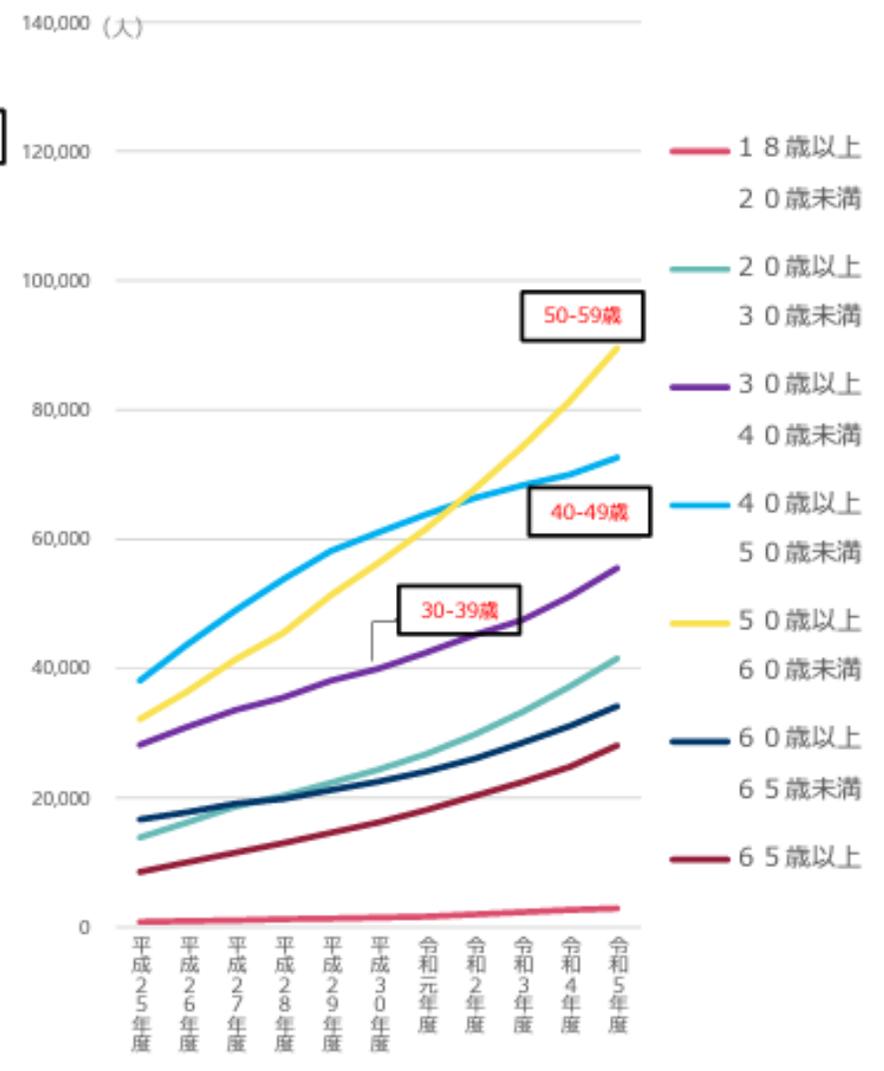
## 身体障害者



## 知的障害者



## 精神障害者



# まとめ

- 1.障がいのある人は増加している
- 2.そのため、利用者が増え、障がい福祉サービスの予算も増加している

障がい福祉サービスの報酬改定

障がいの重度化、高齢化、中軽度者への自立支援と  
報酬単価の比較

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
＜職種間配分ルールの一斉、月額資金改善に関する要件の見直し 等＞
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）  
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）  
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）  
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し  
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）  
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

## 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

## 3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）  
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進  
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

## 4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学地域活動への参加等を評価  
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- 施設における10人規模の利用定員の設定  
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価  
＜個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等＞
- ・ ピアサポートの専門性の評価  
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

## 6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型  
・就労定着支援・就労選択支援)

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し  
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し  
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し  
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し  
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定  
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

## 7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月  
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月＞
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等＞

## 8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援  
・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能を評価  
＜中核機能強化加算【新設】 22単位~155単位/日  
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位~187単位/日＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜児発・放デイの基本報酬の見直し 〉
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・ 家族支援の評価を充実  
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ)60単位、延長支援加算の見直し 等＞
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)  
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日  
サライト型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

## 知的

表4 障害程度別にみた療育手帳所持者数

(単位：千人)

	総数	重度	その他	不詳
令和4年	1,140 (100.0)	420 (36.8)	587 (51.4)	134 (11.7)
平成28年	962 (100.0)	373 (38.8)	555 (57.7)	34 (3.5)
対前回比 (%)	118.5	112.6	105.8	394.1

## 精神

表6 等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：千人)

	総数	1級	2級	3級	不詳
令和4年	1,203 (100.0)	164 (13.7)	608 (50.5)	318 (26.4)	113 (9.4)
平成28年	841 (100.0)	137 (16.3)	452 (53.7)	204 (24.3)	48 (5.7)
対前回比 (%)	143.0	119.7	134.5	155.9	235.4

## (2)強度行動障害を有する者の状況

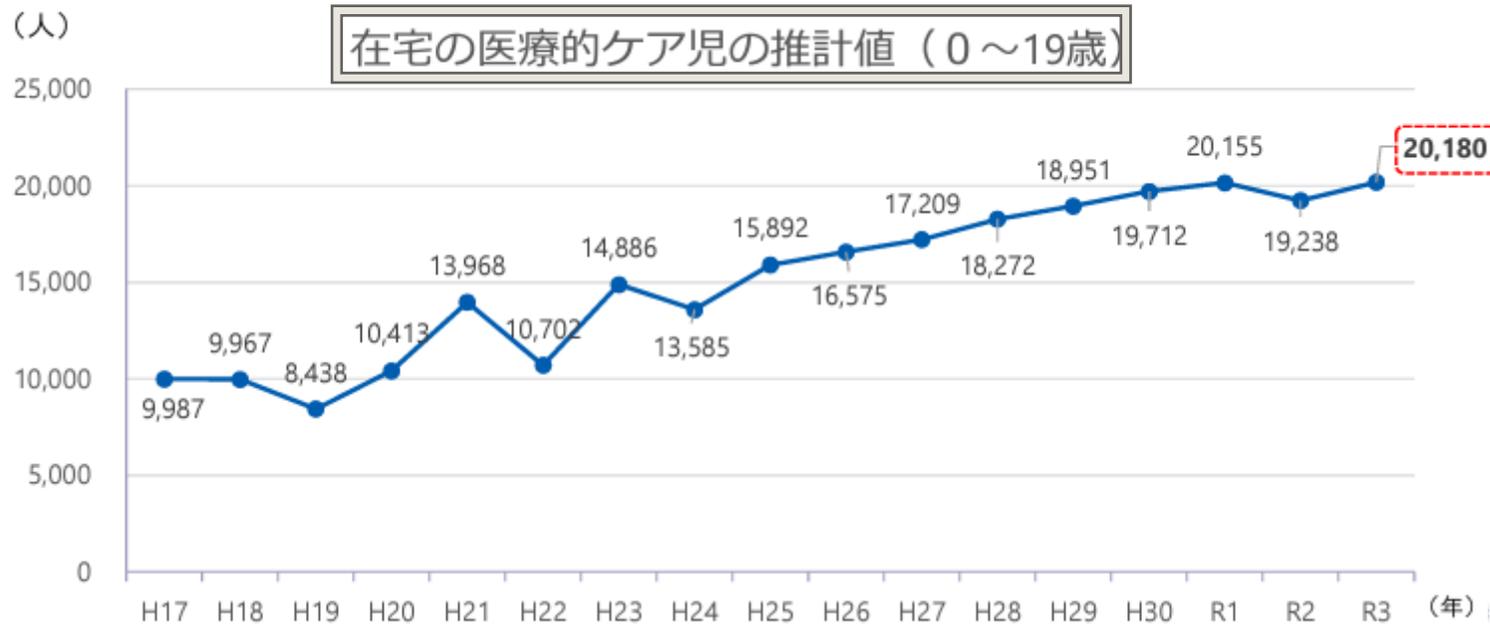
- 障害福祉サービス・障害児支援において、強度行動障害関連の支援や加算の対象となっている人数は、令和3年10月時点でのべ68,906人となっている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001080076.pdf>

### ① 背景

強度行動障害は、精神科的な診断によらず、直接的な他害や、間接的な他害、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態等と定義され、先行調査では強度行動障害のある障害者の数は全国でおよそ8,000人とも推計されている<sup>1</sup>ものがある。

<chrome-extension://efaidnbmninnibpcjpcglclefindmkaj/https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963570.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/12204500/000995726.pdf>

強度行動障がい  
医療的ケアが必要な人が増えている



表2 障害の種類別にみた身体障害者手帳所持者数

(単位：千人)

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	不詳
令和4年	4,159 (100.0%)	273 (6.6%)	379 (9.1%)	1,581 (38.0%)	1,365 (32.8%)	562 (13.5%)
平成28年	4,287 (100.0%)	312 (7.3%)	341 (8.0%)	1,931 (45.0%)	1,241 (28.9%)	462 (10.8%)

表3 年齢階級別身体障害者手帳所持者数

(単位：千人)

	総数	年齢階級 (歳)										
		0～9	10～17	18・19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～	不詳
令和4年	4,159 (100.0)	47 (1.1)	49 (1.2)	9 (0.2)	87 (2.1)	86 (2.1)	205 (4.9)	344 (8.3)	254 (6.1)	371 (8.9)	2,591 (62.3)	116 (2.8)
										2,962 (71.2)		
平成28年	4,287 (100.0)	31 (0.7)	37 (0.9)	10 (0.2)	74 (1.7)	98 (2.3)	186 (4.3)	314 (7.3)	331 (7.7)	576 (13.4)	2,537 (59.2)	93 (2.2)
										3,112 (72.6)		
対前回比 (%)	97.0	151.6	132.4	90.0	117.6	87.8	110.2	109.6	76.7	64.4	102.1	124.7
										95.2		

# 障害者の高齢化について

○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また障害者の高齢化が進んでいる。

65歳以上の障害者の割合

46%→52%

うち身体障害者の割合

62%→74%

(平成18年→平成28年(在宅)30年(施設))

うち知的障害者の割合

4%→16%

(平成17年→平成28年(在宅)30年(施設))

うち精神障害者の割合

34%→39%

(平成20年→平成29年)

平成20年等

障害者総数 744.2万人(人口の約5.8%)

うち65歳未満 54%

うち65歳以上 46%

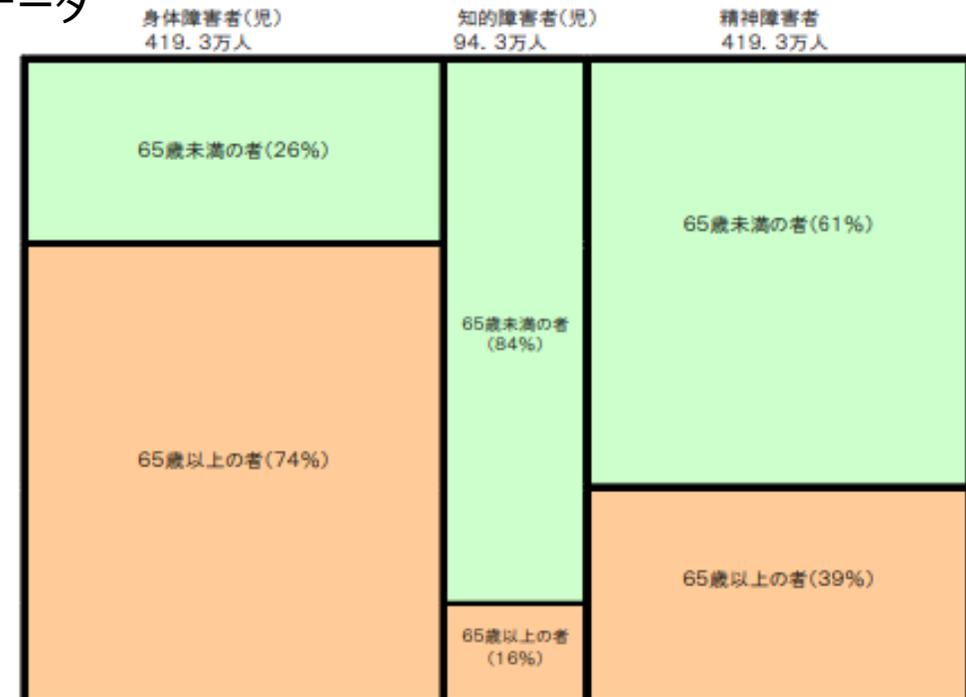
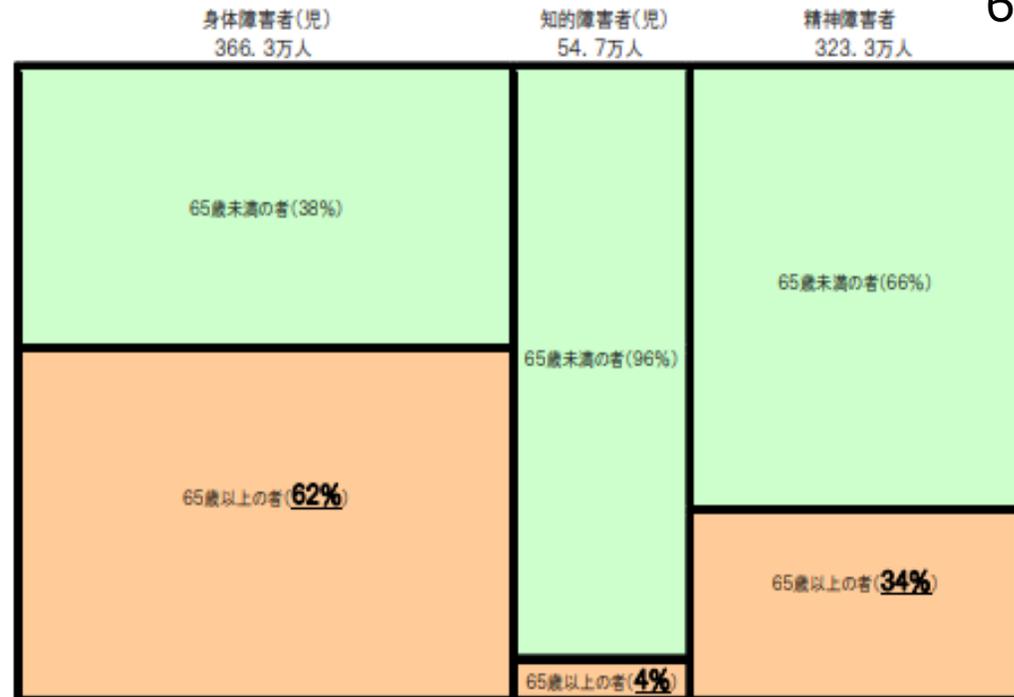
平成30年等

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)

うち65歳未満 48%

うち65歳以上 52%

6年前のデータ



居宅介護や重度訪問介護、同行援護に大きな変化はないが、行動援護に関しては、短時間利用で、やや報酬が増加している。反対に長時間利用では報酬が下がっている。

増加

第4 行動援護

改定後

行動援護サービス費

イ 所要時間 30 分未満の場合	288 単位
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	437 単位
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	619 単位
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	762 単位
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	905 単位
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,047 単位

第4 行動援護

改定前

行動援護サービス費

イ 所要時間 30 分未満の場合	258 単位
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	407 単位
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	592 単位
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	741 単位
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	891 単位
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,040 単位

ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,191 単位
------------------------------	----------

ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,191 単位
------------------------------	----------

減少

チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,334 単位
------------------------------	----------

チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,340 単位
------------------------------	----------

リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,479 単位
------------------------------	----------

リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,491 単位
------------------------------	----------

ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,623 単位
------------------------------	----------

ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,641 単位
------------------------------	----------

ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,764 単位
------------------------------	----------

ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,791 単位
------------------------------	----------

ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,904 単位
------------------------------	----------

ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,940 単位
------------------------------	----------

ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,046 単位
------------------------------	----------

ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,091 単位
------------------------------	----------

カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,192 単位
------------------------------	----------

カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,240 単位
------------------------------	----------

コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,340 単位
------------------------------	----------

コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,391 単位
------------------------------	----------

ク 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,485 単位
-----------------------	----------

ク 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,540 単位
-----------------------	----------

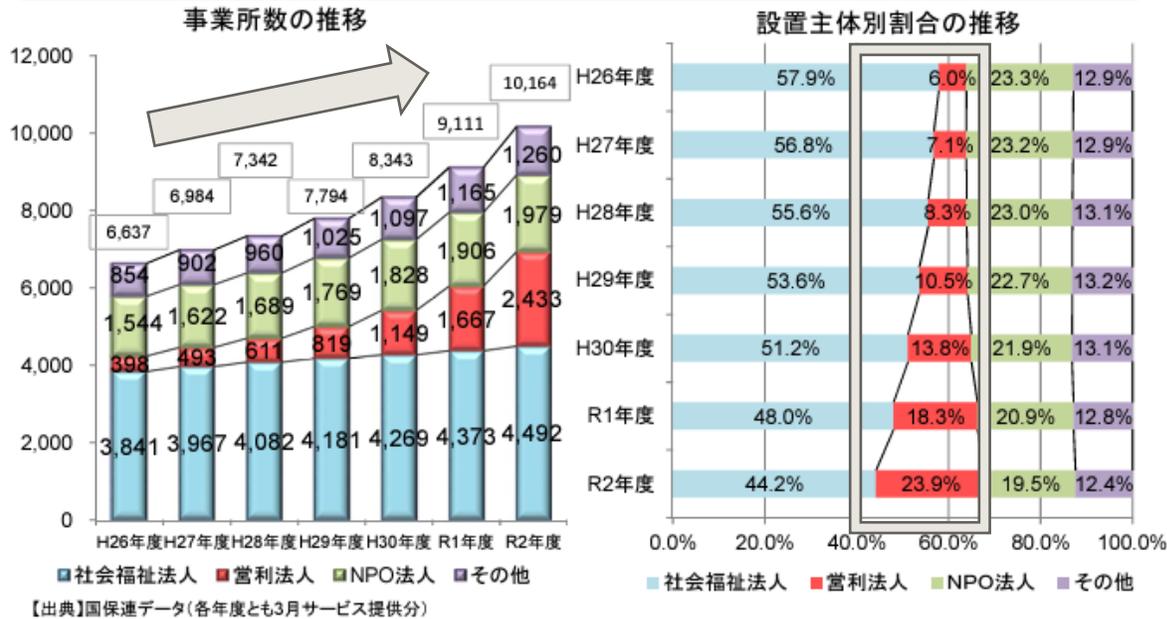
# 生活介護

区分	改定前	改定後						
	20人以下	3時間未満	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満	9時間未満
6	1288	517	646	774	904	1258	1291	1353
5	964	386	483	578	676	941	966	1027
4	669	268	335	401	469	652	669	730
3	599	239	300	358	419	583	598	660
2	546	218	273	327	381	532	545	607

↑ 人員基準は50%
↑ 人員基準は75%
↑ 人員基準は100%

生活介護は、今までは利用定員のみでの報酬区分だったのが、今回の報酬改定で、利用定員とサービス提供時間で報酬が区分されることになりました。報酬単価を見て分かるように、改定前の水準は、サービス提供が8時間未満と同等ということが考えられます。

○ 共同生活援助の事業所数は増加傾向であり、事業所の設置主体を見ると、特に、営利法人が設置する事業所が増加している。



## 2) 共同生活援助

### ① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。
- ・ グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- ・ グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- ・ 移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001216035.pdf>

# ワンルーム型

## アパート・マンションではワンルームのケースがある

障害者グループホームを利用して一人暮らしを開始するとき、第一候補になるのがアパート・マンションでワンルーム形式を採用している障害者施設です。障害者グループホームによっては、以下のようなワンルーム形式のアパートやマンションが存在します。

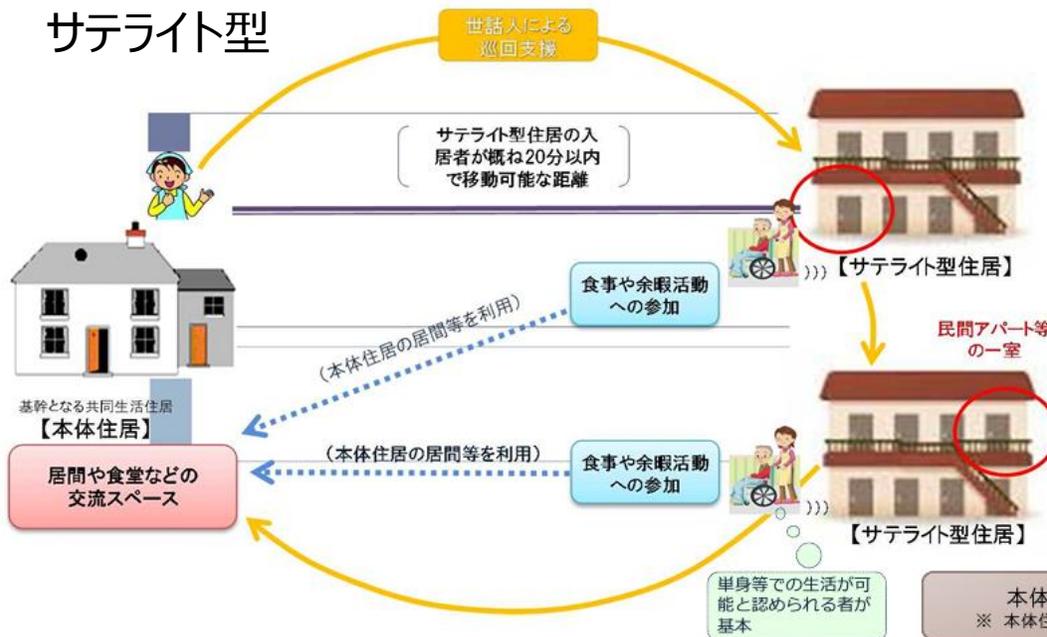


2階 部屋1	2階 部屋2	2階 部屋3	事務室
1階 部屋1	1階 部屋2	1階 部屋3	交流 スペース

# サテライト型

(サテライト型住居を設置する場合の設備基準)

<https://shogai-home.com/one.html>



	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット(居室を除く)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器(携帯電話可)	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	

(※) サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする(事業所の利用定員には含む)。

本体住居、サテライト型住居(※)のいずれも事業者が確保  
 ※ 本体住居につき、2か所(本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所)が上限

# 共同生活援助（GH）

改定後

改定前

改定後		改定前	
第2 共同生活援助		第2 共同生活援助	
1 共同生活援助サービス費（1日につき）		1 共同生活援助サービス費（1日につき）	
イ 共同生活援助サービス費 <u>(I)</u> （6：1の場合）		ハ 共同生活援助サービス費 <u>(III)</u> （6：1の場合）	
(1) 区分6	<u>600 単位</u>	(1) 区分6	<u>583 単位</u>
(2) 区分5	<u>456 単位</u>	(2) 区分5	<u>467 単位</u>
(3) 区分4	<u>372 単位</u>	(3) 区分4	<u>387 単位</u>
(4) 区分3	<u>297 単位</u>	(4) 区分3	<u>298 単位</u>
(5) 区分2	<u>188 単位</u>	(5) 区分2	<u>209 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>171 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>170 単位</u>
ロ 共同生活援助サービス費 <u>(II)</u> （体験利用）		ニ 共同生活援助サービス費 <u>(IV)</u> （体験利用）	

# 就労継続支援B型

## 第3 就労継続支援B型

就労継続支援B型サービス費（1日につき）

### イ 就労継続支援B型サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 837 単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 805 単位

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 758 単位

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 738 単位

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 726 単位

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 703 単位

(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 673 単位

(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 590 単位

改定後

差247

6 : 1

改定前

### イ 就労継続支援B型サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 702 単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 672 単位

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 657 単位

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 643 単位

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 631 単位

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 611 単位

(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 590 単位

(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 566 単位

差136

7.5 : 1

# 当法人の収益に関する財務的影響 利用者1人当たりの1日の平均報酬

生活介護	平均区分	1人当たり平均報酬			就労継続支援B型	平均工賃	1人当たり平均報酬 (円)		
		2024年度	2023年度	差額 (円)			2024年度	2023年度	差額
垂水	4.3	10,956	10,911	45	舞子坂	2万円以上	8,516	7,691	825
舞子	4.3	12,238	10,609	1,629	明石ウエスト	2.5万円以上	9,314	8,292	1,022
明石	4.8	16,209	15,030	1,179					
森友・朝霧	5.8	20,937	19,425	1,512					
その他	平均区分	1人当たり平均報酬							
		2024年度	2023年度	差額 (円)					
GH	2.5	6,370	6,299	71					
		1人当たり平均報酬							
	月平均件数	2024年度	2023年度	差額 (円)					
相談支援	51	24,343	18,393	5,950					
		1人当たり平均報酬			1人当たり平均報酬 (円)				
	定員	2024年度	2023年度	差額 (円)	2024年度	2023年度	差額		
えくぼ	7	22,345	17,678	4,667	14,581	12,703	1,878		

当法人は、障がい福祉と保育の収益があります。昨年度の収益が全体で5.8億円、障がい福祉分野で4.5億円でした。今年度の収益増は、報酬改定の影響もあり、障がい分野で約5000万円の収益増を見込んでおり、約10%増収となります。ただ、人件費も9月末時点で、法人全体になりますが、年間約3000万円の増加を見込んでおり、10月より最低賃金や社会保険加入者の増加もあったため、費用の拡大も懸念しております。

# まとめ

1. 報酬改定では、障がいが重度の方のケアや中軽度の自立支援への評価が高まってきている
2. 障がいのある方の増加に伴い重度化、高齢化が課題であった
3. 生活介護はサービス提供時間による報酬へと変わった
4. GHは基本的にはマイナス改定でしたが、1人暮らしの支援が加算により強化されている
5. 就労継続支援B型の成果報酬が強化された

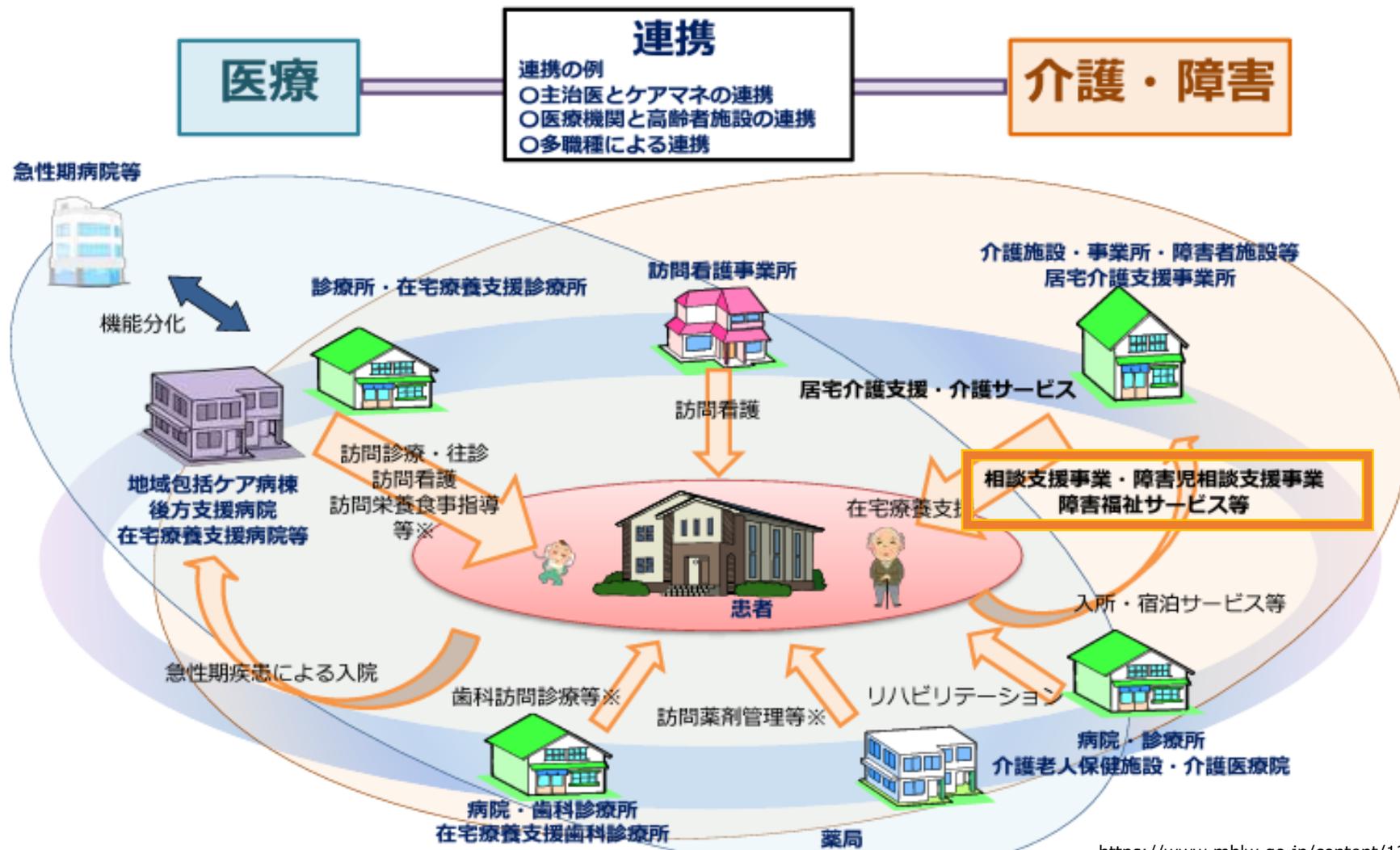




# 障がい福祉サービスの報酬改定 医療、介護、地域、企業との連携

# 地域包括ケアシステムにおける医療・介護（イメージ）

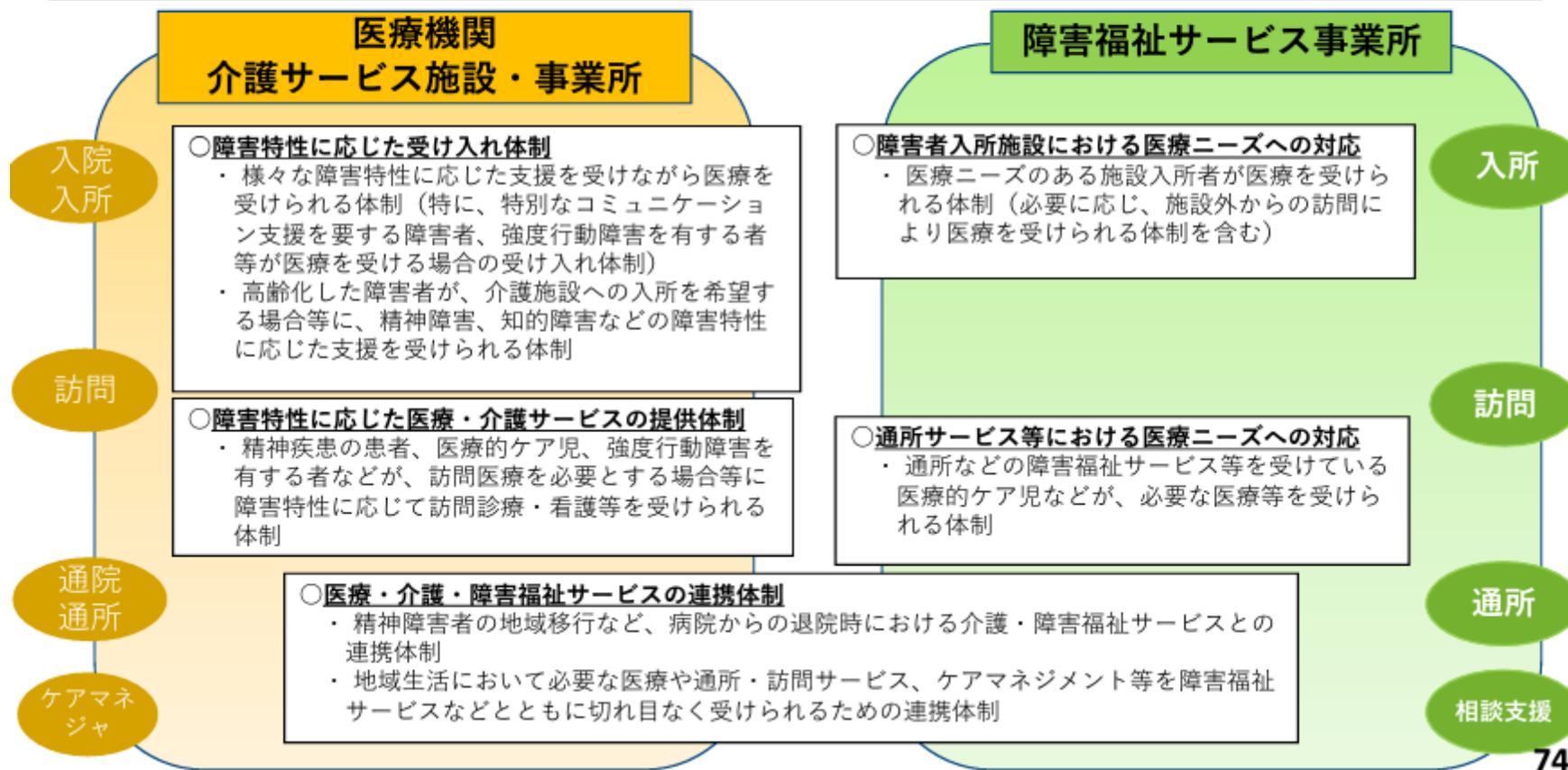
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要である。



## 障害者への医療・介護サービス提供に当たって求められる対応

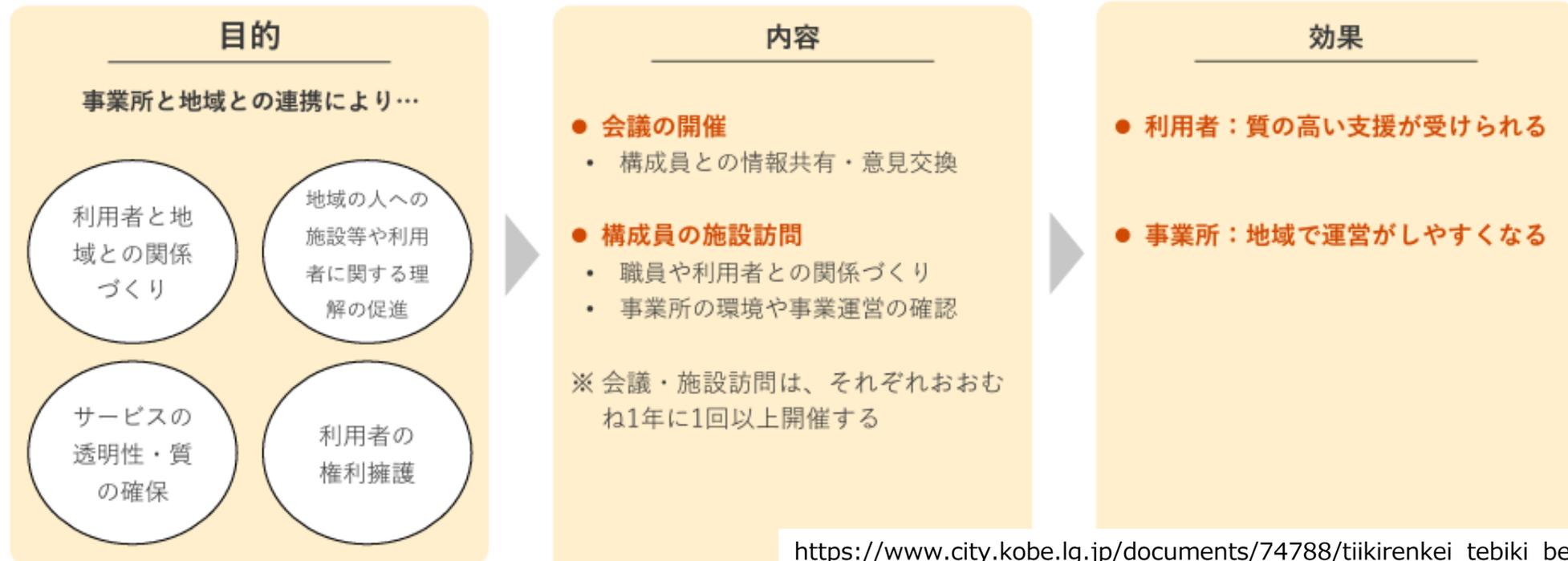
意見交換 資料-5 参考-1  
R 5 . 3 . 1 5

- 高齢化した障害者、精神疾患の患者、身体疾患に罹患した障害者、医療的ケア児、強度行動障害を有する者など、医療・介護・障害福祉サービスにまたがるニーズがある。
- 様々な障害特性や個々の状況に応じて、適切に医療・介護・障害福祉サービスを受けられる体制が求められる。



# 地域連携推進会議の目的・内容・効果

- 事業所と地域との連携による ①利用者との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③サービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護 を目的に、事業所が設置する外部の目を入れた会議体。
- 会議の開催による構成員との情報共有・意見交換と、構成員の施設訪問による職員や利用者との関係づくり、事業所の環境や事業運営の確認を行う。
- 利用者にとってはより質の高い支援が受けられる効果がある。また、地域との連携を深めることで、事業所にとっても、地域での運営がしやすくなる効果がある。



# 障害者雇用率制度について

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務等を課すことにより、それを保障するものである。

## ■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※実雇用率の算定においては

- ・ 短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、短時間重度知的障害者は1人としてカウント。

## ■ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

(参考) 令和5年4月以降の障害者雇用率 ※令和5年度は見直し前に据え置き、令和6年4月から令和8年6月までは( )内の率。

### <民間企業>

民間企業 = 2.7%(2.5%)  
特殊法人等 = 3.0%(2.8%)

### <国及び地方公共団体>

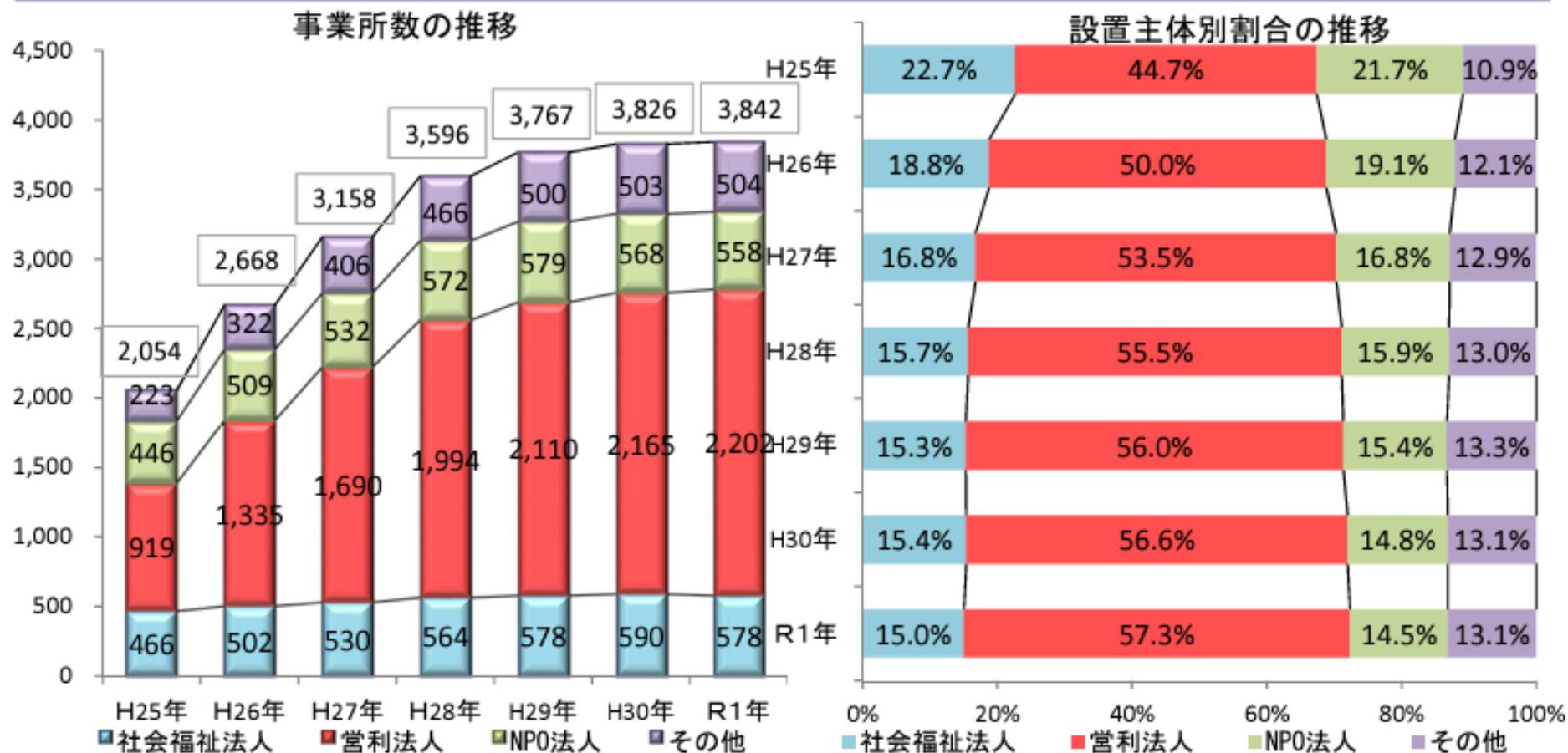
国、地方公共団体 = 3.0%(2.8%)  
都道府県等の教育委員会 = 2.9%(2.7%)

報酬改定による影響  
就労継続支援A型事業所の相次ぐ撤退

## 就労継続支援A型事業所の設置主体別の状況

○ 設置主体別に就労継続支援A型事業所数の推移を見ると、**営利法人が設置する事業所数が著しく増加していたが、平成29年4月に指定基準の見直し等(※)を行い、伸びは鈍化。**

(※)①生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額により最低賃金を支払うことができる事業計画になっているか確認し、指定の可否を判断、②生産活動に係る事業収入から最低賃金を賄えない場合は経営改善計画書を提出 等



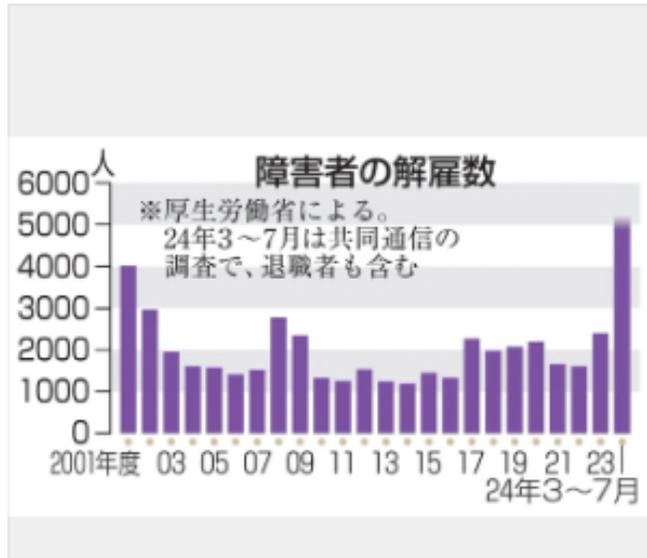
## 基本報酬

※利用定員20人以下

就労継続支援A型サービス費（I）7.5：1		
評価点	改定後（R6.4.11～）	現行（～R6.3.31）
170点以上	791単位	724単位
150点以上170点未満	733単位	692単位
130点以上150点未満	701単位	676単位
105点以上130点未満	666単位	655単位
80点以上105点未満	533単位	527単位
60点以上80点未満	419単位	413単位
60点未満	325単位	319単位

# 障害者5000人が解雇や退職 事業所報酬下げで329カ所閉鎖

8/13(火) 21:22 配信 1602



障害者が働きながら技術や知識を身に付ける就労事業所が今年3~7月に全国で329カ所閉鎖され、働いていた障害者少なくとも約5千人が解雇や退職となったことが13日、共同通信の全国自治体調査で分かった。障害者の年間解雇者数の過去最多記録は約4千人。退職者を含むものの、わずか5カ月でかつてない規模になっている。

	就労継続支A型	就労継続支援B型	就労移行支援
雇用契約	あり	なし	なし
目的	働く場所の提供	働く場所の提供	就労のためのサポート
対象者	一般企業へ就職が困難な方	一般企業へ就職が困難な方	一般企業に就職を希望する方
年齢制限	原則18～65歳	年齢制限なし	原則18～65歳
賃金	給料の支払い (平均月額78.975円)	工賃の支払い (平均月額16.369円)	なし
利用期間	定めなし	定めなし	2年(延長可)

## 平均労働時間の評価の見直し

労働時間が長くなるほど賃金増加に繋がることから、平均労働時間が長い事業所の点数が現行よりも高く設定されます。

平均労働時間	現行	見直し後
7時間以上	80点	90点【変更】
6時間以上7時間未満	70点	80点【変更】
5時間以上6時間未満	55点	65点【変更】
4.5時間以上5時間未満	45点	55点【変更】
4時間以上4.5時間未満	40点	40点
3時間以上4時間未満	30点	30点
2時間以上3時間未満	20点	20点
2時間未満	5点	5点

- 一般就労中の一時的な利用の取扱いについて

一般就労中の人が一時的に利用する場合については、基本報酬のスコア評価項目である「平均労働時間」の算定から除くことになりました。

# 就労継続支援A型 報酬改定内容

## スコア方式の評価項目の見直し

スコア方式では、事業所の運営における質を5ジャンル（合計200点）で評価し、基本報酬の算定単価を定めるものです。今回の改定では、特に得点配分が従来のものと変わっています。

変更された得点配分は、以下の通りです。

項目	従来の点数	令和6年度以降
I 労働時間	5~80	5~90
II 生産活動	5~40	-20~60
III 多様な働き方	0~35	0~15
IV 支援力向上	0~35	0~15
V 地域連携活動	0~10	0~10
VI 経営改善計画	-	-50~0
VII 利用者の知識・能力の向上	-	0~10





## 就労継続支援 A 型における生産活動の経営状況（令和 5 年 3 月末時点）

- 就労継続支援 A 型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている<sup>(注)</sup>事業所は、3,715 事業所のうち 1,882 事業所（50.7%）

(注) 就労継続支援 A 型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）第 192 条第 2 項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とこととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

【生産活動の経営状況（令和 5 年 3 月末時点）】

生産活動収益 < 利用者に支払う賃金

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,472	3,715	1,882	50.7%
(4,228)	(3,512)	(1,984)	(56.5%)

※ 1 ( ) 内に昨年度の状況（令和 4 年 3 月末時点）を記載

※ 2 指定基準を満たしていない事業所（1,882）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は 1,690 事業所（提出率 89.8%）

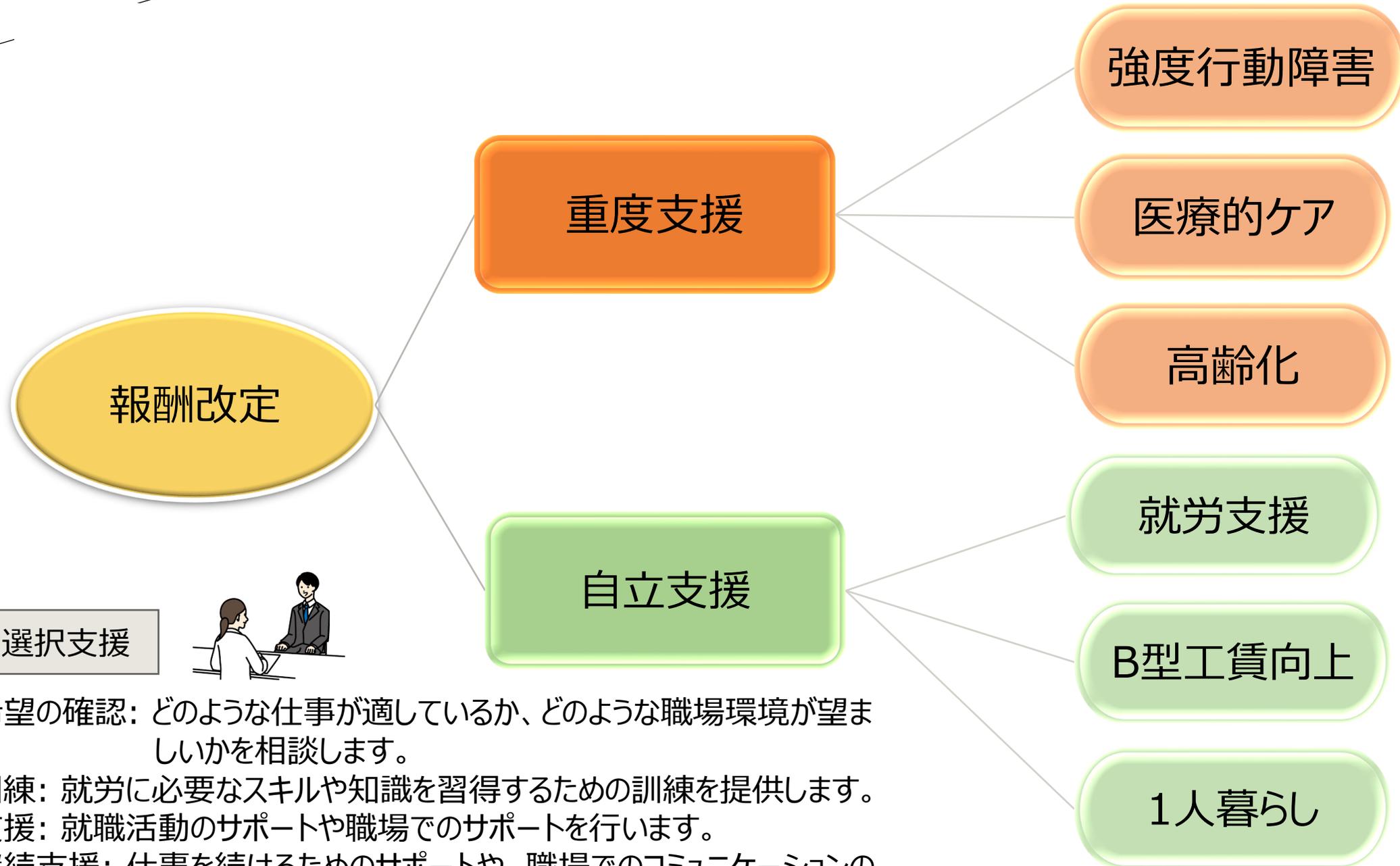
※ 3 指定基準を満たしていない事業所（1,882）のうち、令和 4 年 3 月末時点も指定基準を満たしていない事業所は 1,507 事業所（80.1%）

# 報酬改定前と後

	改定前	改定後
<b>基本報酬の変更</b>	基本報酬は一定の基準に基づいて支払われていました。	基本報酬が減額され、スコア方式による評価が導入されました。評価項目ごとの点数が変更され、特に「労働時間」や「生産活動」の評価が厳しくなりました。
<b>加算要件の厳格化</b>	加算を受けるための要件は比較的緩やかでした。	加算を受けるための要件が厳格化され、多くの事業所が基準を満たせず、加算を取得できない状況が増えています。
<b>成果主義の導入</b>	利用者の工賃や生産性に関する評価は限定的でした。	利用者の工賃や生産性に基づく報酬体系が導入され、支援が必要な利用者を多く抱える事業所ほど、報酬が減少するリスクが高まりました。
<b>新しい評価項目の追加</b>	評価項目は限定的でした。	・「経営改善計画」や「利用者の知識及び能力向上」などの新しい評価項目が追加され、これらの項目に対する取り組みが求められるようになりました。
<b>物価高騰の影響</b>	物価の影響は比較的少なかった。	物価の上昇により、運営コストが増加し、経営がさらに厳しくなっています。



# 感想と今後の課題



就労選択支援



就労希望の確認: どのような仕事が適しているか、どのような職場環境が望ましいかを相談します。

職業訓練: 就労に必要なスキルや知識を習得するための訓練を提供します。

就労支援: 就職活動のサポートや職場でのサポートを行います。

就労継続支援: 仕事を続けるためのサポートや、職場でのコミュニケーションのサポートを行います。

精神科病院長期入院

障害者入所施設  
刑務所からの出所

病院内のGH

更生保護施設

グループホーム

垂直的統合

水平的統合

1人暮らし

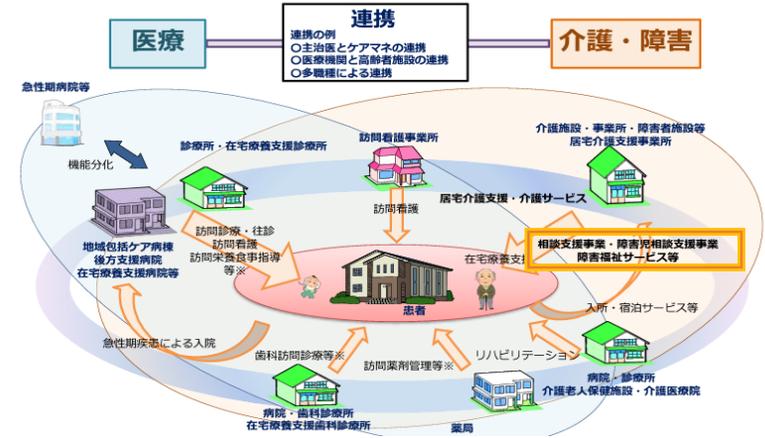
精神科再入院  
障がい者の累犯

通所事業所

地域住民

地域包括ケアシステムにおける医療・介護（イメージ）

○ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要である。



計画相談支援

居宅介護  
移動支援

医療

企業

介護

住み慣れた地域



ご清聴ありがとうございました。

